

特定最低賃金（改正）申出書形式審査一覧表

令和2年度申出時

① 受付日	② 申出代表者	④ 申出産業の労働者数	⑤ 申出産業の基幹的労働者数 (A)	⑥ 申出人が代表する基幹的労働者数 (B)	⑦ B/A (%)	⑧ 添付書類等	⑨ 申出のケース別	改正・新設の別	⑪ その他
	③ 申出産業								
R2.6.30	基幹労連山口県本部 委員長 徳野啓範	8,329	8,270	4,582	55.4	適	労働協約	改正	
	鉄鋼業、非鉄金属製錬・精製業、非鉄金属、同合金圧延業、非鉄金属成形材製造業 E231、E232、E233、E235(除く)、E22(E2211を除く)								
R2.6.30	電機連合山口地域連絡協議会 議長 西田忠生	3,836	3,413	1,102	32.3	適	労働協約	改正	
	電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業 E28、E29(自動車用ワイヤハーネス製造業、E293、E2973(心電計製造業を除く)、E30)								
R2.6.30	自動車総連山口地方協議会 議長 富田悟史	17,199	15,261	8,803	57.7	適	労働協約	改正	
	輸送用機械器具製造業 E31(E314、E315、E319(E3191を除く)を除く)								
R2.6.30	UAセンセン山口県支部 支部長 山本章宏	3,391	3,082	1,135	36.8	適	労働協約	改正	
	百貨店、総合スーパー 1561								

注1 ④欄は、平成28年経済センサスの数字に令和2年1月24日までの変動を加味して算定した。

注2 ⑤欄は、当該産業の労働者数に、令和2年最低賃金に関する基礎調結果で得られた当該産業別最低賃金適用除外数を加味して算定した。

2020年6月15日

山口労働局長 殿

山口
基幹
委員

申 出 書

最低賃金法第15条第1項の規定により、山口県鉄鋼業および非鉄金属製錬・精製業、非鉄金属・同合金圧延業、非鉄金属素形材製造業の最低賃金の改正の決定を下記の通り申し出る。

—記—

1. 申し出する者が代表する基幹的労働者の範囲

山口県において、鉄鋼業および非鉄金属製錬・精製業、非鉄金属・同合金圧延業、非鉄金属素形材製造業を営む使用者に使用される労働者 8,270名

2. 金額改正を申し出る最低賃金の件名

山口県鉄鋼業および非鉄金属製錬・精製業、非鉄金属・同合金圧延業、非鉄金属素形材製造業最低賃金

3. 申し出の内容

上記2の最低賃金改正の決定を求める。なお、最低賃金額は、最低賃金法第15条第2項に基づいて最低賃金審議会の決定による。

4. 申し出の理由

賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数が概ね3分の1以上に達していること。

賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数 4,582人 $=0.554 >$ 概ね3分の1以上

山口県における、鉄鋼業および非鉄金属精錬・精製業、非鉄金属・同合金圧延業、非鉄金属素形材製造業を営む使用者に使用される労働者数 8,270人

(最も低い) 労働協約の金額 = 163,000円/月額 (時間額1,001円)

現在適用されている法定最低金額 = 966円/時間

5. 添付書類

①労働協約の写し、②申し出合意書および委任状、③山口県における鉄鋼業および非鉄金属製造業の事業所数と労働者数の概況およびこのうち賃金の当該労働協約の適用を受ける労働者の概数、④所定労働時間数および所定労働日数(賃金の最低額が月額のみで表示されている場合)



1. 事業所数と労働者数の概要

山口県における鉄鋼業および非鉄金属製造業の事業所数と労働者数の概況

産 業 分 類		事業所数	労働者数〔名〕
E 22	鉄 鋼 業	57	6,707
E 23	非鉄金属精錬・精製業、非鉄金属・同 合金圧延業、非鉄金属素形材製造業	13	1,563
合 計		70	8,270

上記の内、賃金の最低額に関する労働協約の適用を受ける者の内訳

No.	事業所名	組 合 名	適用労働者 数〔名〕
1	日本製鉄(株)大分製鐵所光鋼管工場	日本製鉄大分労働組合光鋼管支部	241
2	日鉄ステンレス(株)山口製造所	日鉄ステンレス労働組合	1,589
3	(株)神戸製鋼所長府製造所	神戸製鋼所労働組合アルミ・銅支部長府地区	739
4	東洋鋼板(株)下松事業所	東洋鋼板労働組合	807
5	コベルコ鋼管(株)	コベルコ鋼管労働組合	317
6	共英製鋼(株)山口事業所	共英製鋼労働組合	279
7	(株)宇部スチール	宇部スチール労働組合	109
8	濱田重工(株)光支店	濱田重工労働組合光支部	175
9	(株)アステック入江光支店	アステック入江労働組合光支部	97
10	彦島製錬(株)	彦島製錬労働組合	229
合 計			4,582

55.4%

2. 所定労働時間および所定労働日数

事業所名	組合名	月間金額	月間所定労働日数	月間所定労働時間
日本製鉄(株)大分製鐵所 光鋼管工場	日本製鉄大分労働組合 光鋼管支部	170,000 円	20.50 日 8,293 円/日	159.04 h 1,069 円/h
日鉄ステンレス(株) 山口製造所	日鉄ステンレス 労働組合	165,080 円	20.20 日 8,172 円/日	156.45 h 1,055 円/h
(株)神戸製鋼所長府製造所	神戸製鋼所労働組合 アルミ・銅支部長府地区	170,000 円	20.50 日 8,293 円/日	158.80 h 1,071 円/h
東洋鋼板(株)下松事業所	東洋鋼板労働組合	160,000 円	21.20 日 7,547 円/日	158.63 h 1,009 円/h
コベルコ鋼管(株)	コベルコ鋼管労働組合	160,320 円	20.50 日 7,820 円/日	158.80 h 1,010 円/h
共英製鋼(株)山口事業所	共英製鋼労働組合	170,900 円	21.92 日 7,797 円/日	158.90 h 1,076 円/h
(株)宇部スチール	宇部スチール労働組合	174,600 円	20.10 日 8,687 円/日	160.60 h 1,087 円/h
濱田重工(株)光支店	濱田重工労働組合光支部	165,000 円	22.60 日 7,301 円/日	163.73 h 1,008 円/h
(株)アステック入江光支店	アステック入江労働組合 光支部	163,000 円	21.00 日 7,761 円/日	162.75 h 1,001 円/h
彦島製錬(株)	彦島製錬労働組合	164,000 円	20.25 日 8,099 円/日	161.66 h 1,014 円/h

※賃金の最低額が月額のみで表示されている場合は、
月あたりの所定労働時間および所定労働日数で算出

2020年 6月 22日

山口労働局長 殿

電機連合山
議 長
山口県下松

申 出 書

最低賃金法第15条第1項の規定により、山口県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業の最低賃金の改正の決定を下記のとおり申出る。

記

1. 申出する者が代表する基幹的労働者の範囲
山口県において、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業を営む使用者に使用される労働者 3, 413名

2. 改正の決定を申出る最低賃金の件名
山口県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金

3. 申出の内容
上記2の最低賃金の改正の決定を求める。なお、最低賃金額は、最低賃金法第15条第2項に基づく最低賃金審議会の決定による。

4. 申出の理由
賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数(又は使用者数)が概ね3分の1以上に達していること。

山口県における電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業を営む使用者に使用される労働者数は3, 413名であり、そのうち賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数は1, 102名(32. 28%)となり、概ね3分の1に達している。

労働協約の賃金の最も低い額	=	986円/時間
現在適用されている法定最低賃金額	=	865円/時間

5. 添付資料
①労働協約の写し、②申出に関する合意書および申出代表者に対する委任状、③山口県における電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業の事業所数と労働者数の概数及びこのうち当該労働協約の適用を受ける基幹的労働者の概数、④所定労働時間数及び所定労働日数(賃金の最低額が月額のみで表示されている場合)



以上

1. 事業所数と労働者数の概要

山口県における電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業の事業所数と労働者数の概況

(E2922 内燃機関電装品製造業のうち自動車用ワイヤハーネス製造業、E293 民生用電気機械器具製造業及び E2973 医療用計測器製造業(心電計製造業を除く)及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く)

産 業 分 類		事業所数	労働者数
E 28	電子部品・デバイス・電子回路製造業	20	1,514
E 29	電気機械器具製造業	63	1,784
E 30	情報通信機械器具製造業	1	115
合 計		84	3,413

上記のうち、賃金の最低額に関する労働協約の適用を受ける者の内訳

	事業所名	組合名	適用労働者数
1	パナソニック株式会社 AIS社 デバイスソリューション事業部 山口工場	パナソニック デバイス労働組合 山口支部	317名
2	NGKエレクトロデバイス 株式会社	NGKエレクトロデバイス 労働組合	301名
3	ルネサスセミコンダクタマニユファ クチュアリング株式会社 山口工場	ルネサスセミコンダクタマニユファ クチュアリング労働組合 山口支部	201名
4	グローバルウェーハズ・ ジャパン株式会社 徳山工場	グローバルウェーハズ・ ジャパン労働組合 徳山分会	184名
5	NJコンポーネント株式会社 山陽事業所	FDK労働組合 NJコンポーネント支部	99名
合 計			1,102名

2. 所定労働時間数および所定労働日数

賃金の最低額が月額のみで表示されている労働協約の場合、月額の労働時間および所定労働日数の状況

事業場所名	組合名	月額金額	月間所定労働日数	月間所定労働時間
パナソニック株式会社 IS社 デバイスソリューション事業部 山口工場	パナソニック デバイス 労働組合 山口支部	164,000 円	19.8 日 (8,266 円)	153.70H (1,067 円)
NGKエレクトロデバイス 株式会社	NGKエレクトロデバイス 労働組合	158,300 円	20.0 日 (7,915 円)	160.60H (986 円)
ルネサスセミコンダクタマニ ュファクチュアリング株式会 社 山口工場	ルネサスセミコンダクタマニ ュファクチュアリング労働組 合 山口支部	161,000 円	19.9 日 (8,090 円)	154.35H (1,043 円)
グローバルウェーハズ・ ジャパン株式会社 徳山工場	グローバルウェーハズ・ ジャパン労働組合徳山分会	167,500 円	19.8 日 (8,460 円)	158.00H (1,060 円)
NJコンポーネント株式会社 山陽事業所	FDK労働組合 NJコンポーネント支部	164,000 円	20.2 日 (8,135 円)	156.29H (1,049 円)

以上

令和2年6月29日

山口労働局
局長 村井完也 殿

議長 富田

申 出 書

最低賃金法第15条第1項の規定により、山口県輸送用機械器具製造業の最低賃金の改正の決定を下記の通り申し出る。

—記—

1. 申し出する者が代表する基幹的労働者の範囲

山口県において、山口県輸送用機械器具製造業を営む使用者に使用される労働者15,261名

2. 金額改正を申し出る最低賃金の件名

山口県輸送用機械器具製造業

3. 申し出の内容

上記2の最低賃金改正の決定を求める。なお、最低賃金額は、最低賃金法第15条第2項に基づいて最低賃金審議会の決定による。

4. 申し出の理由

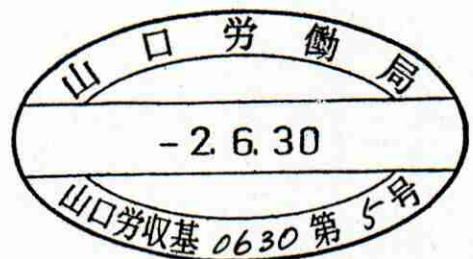
賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数が概ね3分の1以上に達していること。

賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数	8,803人	=0.57 > 概ね3分の1以上
山口県における、輸送用機械器具製造業	15,261人	
(最も低い)労働協約の金額 = 160,290/月額(時間額 985円)		
現在適用されている法定最低金額 = 936円/時間		

5. 添付書類

①労働協約の写し、②申し出合意書および委任状、③山口県における輸送用機械器具製造業の事業所数と労働者数の概況およびこのうち賃金の当該労働協約の適用を受ける労働者の概数、④所定労働時間数および所定労働日数(賃金の最低額が月額のみで表示されている場合)

以上



1. 事業所数と労働者数の概要

山口県における輸送用機械器具製造業の事業所数と労働者数の概況

産業分類		事業所数	労働者数 (名)
E31	輸送用機械器具製造業	153	15,261

上記の内、賃金の最低額に関する労働協約の適用を受ける者の内訳

NO.	事業所名	組合名	適用労働者数 (名)
1	三菱重工業 下関造船所 (株)	三菱重工労働組合 下関造船支部	696
2	サンセイ (株) 下関工場	サンセイ労働組合	51
3	MHI 下関エンジニアリング (株)	MHI 下関エンジニアリング労働組合	117
4	(株) 日立製作所笠戸事業所	日立製作所労働組合笠戸支部	1,018
5	マツダ (株)	マツダ労働組合 山口県本部	4,255
6	デルタ工業 (株)	デルタ工業労働組合	565
7	ダイキョーニシカワ (株)	ダイキョーニシカワ労働組合	806
8	南条装備工業 (株)	南条装備工業労働組合	230
9	(株) ワイテック	ワイテック労働組合	400
10	(株) 石崎本店	石崎本店労働組合	374
11	(株) キーレックス	キーレックス労働組合	291
12			
			8,803

(57.68%)

2. 所定労働時間および所定労働日数

事業所名	組合名	月間金額	月間所定労働日数	月間所定労働時間
三菱重工下関造船所(株)	三菱重工労働組合下関造船支部	168,000 円	20.00 日 8,400 円	160.00 h 1,050 円
サンセイ(株) 下関工場	サンセイ労働組合	183,200 円	19.80 日 9,253 円	158.00 h 1,160 円
MHI下関エンジニアリング(株)	MHI下関エンジニアリング労働組合	170,000 円	20.00 日 8,500 円	160.00 h 1,050 円
(株)日立製作所 笠戸事業所	日立製作所労働組合笠戸支部	164,000 円	20.00 日 8,200 円	155.00 h 1,058 円
マツダ(株)	マツダ労働組合	160,290 円	20.33 日 7,885 円	162.67 h 985 円
デルタ工業(株)	デルタ工業労働組合	169,900 円	20.33 日 8,356 円	162.67 h 1,044 円
ダイキョーニシカワ(株)	ダイキョーニシカワ労働組合	173,200 円	20.30 日 8,519 円	162.66 h 1,065 円
南条装備工業(株)	南条装備工業労働組合	165,000 円	20.33 日 8,117 円	162.66 h 1,015 円
(株)ワイテック	ワイテック労働組合	165,000 円	20.30 日 8,116 円	162.40 h 1,015 円
(株)石崎本店	石崎本店労働組合	163,000 円	20.30 日 8,030 円	162.66 h 1,002 円
(株)キーレックス	キーレックス労働組合	165,000 円	20.33 日 8,006 円	162.66 h 1,008 円

2020年6月22日

山口労働局
局長 村井 完也 殿

山 口 県 支 部 長 山 本 圭 一 様
〒750-0118
山口県山口市
支部長 山本 圭一

申 出 書

最低賃金法第15条第1項の規定により、山口県百貨店、総合スーパーの最低賃金の改正の決定を下記の通り申出る。

—記—

1. 申出する者が代表する基幹的労働者の範囲

山口県において百貨店、総合スーパーを営む使用者に使用される労働者
3,082名

2. 改正の決定を申出る最低賃金の件名

山口県百貨店、総合スーパー最低賃金

3. 申出の内容

上記2の最低賃金の改正の決定を求める。なお、最低賃金額は、最低賃金法第15条第2項に基づく最低賃金審議会の決定による。

4. 申出の理由

賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数が概ね3分の1以上に達していること。

賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数1,135人

= 36.8%

山口県における百貨店、総合スーパーを営む使用者に使用される労働者数3,082人

労働協約の賃金の最も低い額=865円/時間

現在適用されている法定最低賃金額=852円/時間

5. 添付書類

①労働協約の写し、②申出合意書及び委任状、③山口県における百貨店、総合スーパーの事業所数と労働者数の概数及びこのうち当該労働協約の適用を受ける基幹的労働者の概数、所定労働時間数及び所定労働日数（賃金の最低額が月額のみで表示されている場合）



以上

1. 事業所数と労働者数の概要

山口県における百貨店、総合スーパーの事業所数と労働者数の概要

産業小分類	労働者数〔名〕
百貨店、総合スーパー	3,082
合計	3,082

上記の内、賃金の最低額に関する労働協約の適用を受ける者の内訳

No.	企業名	組合名	適用労働者数〔名〕
	(株)大丸松坂屋百貨店	大丸松坂屋百貨店労働組合下関支部	65
	(株)フジ	フジユニオン	118
	(株)イズミ	全イズミ労働組合	743
	(株)サンリブ	サンリブユニオン	65
	(株)山口井筒屋	山口井筒屋労働組合	67
	イオンリテール株式会社	イオンリテールワーカーズユニオン	47
	(株)ミスターマックス	ミスターマックス労働組合	30
合計			1135

〔36.8%〕

2. 所定労働時間および所定労働日数

企業名	組合名	月間金額	月間所定労働日数	月間所定労働時間・時給
(株)大丸松坂屋百貨店	大丸松坂屋百貨店労働組合下関支部	150,000	21日 7,142円	154h 974円
(株)フジ	フジユニオン	150,120	21日 7,148円	166.0h 904円
(株)全イズミ	全イズミ労働組合			885円
(株)サンリブ	サンリブユニオン	157,800	21日 7,514円	171.3h 921円
(株)山口井筒屋山口店	山口井筒屋労働組合	150,000	21日 7,142円	173.5h 865円
イオンリテール株式会社	イオンリテールワーカーズユニオン	152,000	20日 7,600円	160.0h 950円
(株)ミスターマックス	ミスターマックス労働組合	173,500	21日 8,165円	167.3h 1,021円